た件四件

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

目 次

規

則

○福島県財務規則の一部を改正する 規則

報

告

示

○大規模小売店舗立地法第六条第 項の規定により変更の届出があっ

○大規模小売店舗立地法第六条第二 項の規定により変更の届出があっ

○大規模小売店舗の新設の届出につ いて意見があった件

○大規模小売店舗の変更の届出につ

福

)地積調査の成果について認証した 件三件 いて意見があった件

八四 ○道路の区域を変更する件 ○道路の供用を開始する件 認可した件 公

○特定非営利活動法人の設立の認証 の申請があった件

○技能検定試験を実施する件 ○貸金業の業務の停止を命じた件

凸四

○土地改良区の役員が就退任した旨 届出があった件

福島県教育委員会教育長

즛

 \bigcirc 一般競争入札を行う件

至

○平成二十年三月二十八日付け号外 第三十三号中

元七

規 則

福島県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月二十四日

福島県規則第十四号

福島県財務規則の一部を改正する規則

○県営土地改良事業計画を変更した

○都市計画事業の事業計画の変更を

一八八八九九九九九

九

九

正

건

土

福島県告示第百九十六号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規

工労政課に備え置いて縦覧に供する。 平成二十一年三月二十四日

福島県知事

佐 藤 雄 平

> 第二百三十五条第一項中「年三・七パーセント」を「年三・六パーセント」に改める。 福島県財務規則(昭和三十九年福島県規則第十七号)の一部を次のように改正する。

この規則は、 平成二十一年四月一日から施行する。

(入札監理課)

福島県告示第百九十五号

月二十四日から同年七月二十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、 模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十一年三 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、

福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び浪江町産業振興課に備え

置いて縦覧に供する。

元

平成二十一年三月二十四日

大規模小売店舗の名称及び所在地

福島県知事

佐

藤

雄

平.

ヨークベニマル浪江西店 双葉郡浪江町大字権現堂字下川原八十二番地ほ

変更した事項

(変更前) いわき市好間工業団地二十一番地 大規模小売店舗を設置する者の住所

(変更後) 郡山市朝日二丁目十八番二号

三 変更した年月日

平成二十年十二月二十二

日

兀 届出年月日 平成二十一年三月十日

Ŧi. 届出をした者

株式会社藤越

(商業まちづくり課)

福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市商工観光部商 月二十四日から同年七月二十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、 模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十一年三

福島県知事 佐 藤 雄 平.

四

変更した事項 ヨークベニマル好間店 大規模小売店舗の名称及び所在地

いわき市好間町下好間字鬼越百八番地ほか

福島県告示第百九十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、

(商業まちづくり課)

大規模小売店舗を設置する者の住所

(変更前)いわき市好間工業団地二十一番地

(変更後) 郡山市朝日二丁目十八番二号

三 平成二十年十二月二十二日 変更した年月日

平成二十一年三月十日 届出年月日

株式会社藤越 届出をした者

Ŧi.

福島県告示第百九十七号

報

市民情報室に備え置いて縦覧に供する。 福島県県北地方振興局企画商工部地域づくり・ 月二十四日から同年七月二十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、 平成二十一年三月二十四日

新福島駅ビル 大規模小売店舗の名称及び所在地 福島市栄町 一番一号

変更した事項

の氏名

福

(変更前) 仙台ターミナルビル株式会社 宮城県仙台市青葉区中央一丁目一番 号

(変更後) 仙台ターミナルビル株式会社 代表取締役社長 中村 孝也

宮城県仙台市青葉区中央一丁目

号

代表取締役社長 飯塚

変更した年月日

三

平成十八年六月二十八日

四 平成二十一年三月十一日 届出年月日

仙台ターミナルビル株式会社 届出をした者

Ŧi.

(商業まちづくり課)

模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十一年三 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、 商工労政課及び福島市総務部情報管理課

福島県知事 佐 藤 雄 平

三

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者

者の氏名 平成二十年六月二十七日

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっ

ては代表者の氏名 別紙書面のとおり

届出年月日

仙台ターミナルビル株式会社

(「別紙書面」は省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。

(商業まちづくり課)

福島県知事 佐 藤 雄

平

福島県県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報管理課 月二十四日から同年七月二十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、 模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十一年三

民情報室に備え置いて縦覧に供する

平成二十一年三月二十四日

新福島駅ビル 大規模小売店舗の名称及び所在地 福島市栄町一番一号

変更した事項

者の氏名 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表

(変更前) 仙台ターミナルビル株式会社

(変更後) 代表取締役社長 飯塚

宮城県仙台市青葉区中央一丁目

一番一号

仙台ターミナルビル株式会社

宮城県仙台市青葉区中央一丁目 番 뭉

代表取締役社長

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっ

ては代表者の氏名 (変更前) 別紙書面のとおり

(変更後)別紙書面のとおり

変更した年月日

四 平成二十一年三月十一日

Ŧi. 届出をした者

4

第2066号

光班に備え置いて縦覧に供する。 月二十四日から同年七月二十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、 模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十一年三 福島県告示第百九十九号 福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び会津坂下町産業部商工観 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、 平成二十一年三月二十四日

藤

コメリホームセンター会津坂下店 大規模小売店舗の名称及び所在地

地ほか 河沼郡会津坂下町大字金上字的場三百三十六番

変更しようとする事項

(変更前)名称 大規模小売店舗を設置する者の住所並びに代表者の氏名 住所 新潟市米山四丁目一番二十八号 株式会社コメリ

(変更後) 名称 株式会社コメリ

代表者の氏名 代表取締役

捧

賢

住所 新潟市南区清水四千五百 番地

大規模小売店舗において小売業を行う者の住所並びに代表者の氏名 代表者の氏名 代表取締役 雄一郎

(変更前) 名称 住所 新潟市米山四丁目一番二十八号 株式会社コメリ

捧

賢一

(変更後) 名称 代表者の氏名 代表取締役 株式会社コメリ

福

島

2

代表者の氏名 代表取締役 住所 新潟市南区清水四千五百 捧 番地 雄一郎

大規模小売店舗の所在地

3

(変更後)河沼郡会津坂下町大字金上字的場三百三十六番地ほか (変更前) 河沼郡会津坂下町大字金上字的場二百五十五番地二ほ

大規模小売店舗の店舗面積の合計

(変更前)千九百二十四平方メートル

(変更後) 五千六百四十一平方メートル

駐車場の収容台数

5

(変更前) 八十台

(変更後) 三百三十二台

駐輪場の位置及び収容台数

6

(変更前) 別紙図面のとおり

収容台数 (変更後) 別紙図面のとおり (変更前) 二十台

雄

島県知事 佐 平

 $(\!-\!)$ 位置

 (\Box)

(変更後)四十八平方メートル

9 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 (変更前)

閉店時刻 午後十時

(変更後) 開店時刻 閉店時刻 午後十時 午前七時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

10

(変更前) (変更後) 午前八時三十分から午後十時三十分 午前六時三十分から午後十時三十分

(-)数 二箇所

(変更後) 三箇所

位置 別紙図面のとおり

 (\Box)

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

12

変更しようとする年月日 (変更後)午前六時から午後四時

大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の住所 平成十九年四月一日

者の氏名 大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表

設の位置及び容量、大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時 設において荷さばきができる時間帯 刻、来客が駐車場を利用できる時間帯、 数、駐輪場の位置及び収容台数、荷さばき施設の位置及び面積、 大規模小売店舗の所在地、大規模小売店舗内の店舗面積の合計、駐車場の収容台 駐車場の出入口の数及び位置、 廃棄物等の保管施 荷さばき施

平成二十一年十一月十日

(変更後) 四十台

荷さばき施設の位置及び面積

大規

(-)

位置 (変更前) (変更後) 別紙図面のとおり 別紙図面のとおり

面積 (変更前) 五十三平方メートル

(二)

(変更後)百三十六平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) (変更後) 別紙図面のとおり 別紙図面のとおり

面 積 (変更前)二十二平方メートル

開店時刻 午前九時

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

11

(変更前)

(変更前)

(変更後)別紙図面のとおり

(変更前) 午前九時から午後四時

平成十五年六月二十七日

四

届出年月日

Ŧi.

平成二十一年三月九日

届出をした者

株式会社コメリ 「別紙図面」は、

省略し、

その図面を縦覧場所に備えおいて縦覧に供する。)

(商業まちづくり課)

商工労政課に備え置いて縦覧に供する

平成二十一年三月二十四日

くり課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び南相馬市経済部

年三月二十四日から同年四月二十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづ

項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。) 第八条第一

福島県告示第二百号

商工部地域づくり・商工労政課及び南相馬市経済部商工労政課に備え置いて縦覧に供す 四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県相双地方振興局企画 は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十一年三月二十四日から同年四月二十 項の規定により聴取した意見の概要及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第

平成二十一年三月二十四日

福島県知事 佐 藤

ヤマダ電機テックランド原町店 南相馬市原町区北原字前谷地 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

法第八条第一項の規定により南相馬市から聴取した意見の概要

三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要

意見の提出者

2 意見の概要 原町商工会議所

らに交通渋滞が発生することが懸念されるので、交通渋滞が起こらないよう配慮 起こっており、買い物客が退店ルートから国道6号に出ることを想定すると、さ すること。 出店地北角の交差点から県道小浜字町線にかけて、現在においても交通渋滞が

ための右左折専用レーンを設置すること。 出入口付近と県道小浜字町線の交通渋滞解消のために、出入口において出庫の

すること。 出店地周辺の交通渋滞を引き起こさないよう、周辺に退店誘導案内看板を設置

平成21年3月24日 火曜日

周辺地域の防犯対策として、防犯灯を設置すること

商店連合会等の地元関係団体への加入と、地域イベント活動や街づくりに積極的 に参加、協力すること。 企業の社会的責任、あるいは地域貢献活動の一つとして原町商工会議所、原町

(商業まちづくり課)

福島県告示第二百一号

法第八条第一項の規定により南相馬市から聴取した意見の概要

(商業まちづくり課)

ヨークベニマル原町西店 南相馬市原町区南町四丁目七番地ほか

意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

福島県知事

佐

藤

雄 平

雄

平

||百五十|

ほ

か

地域内における地籍調査の成果について、 平成二十一年三月二十四日

福島県告示第二百二号

国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、

福島市の

次のとおり認証した。

福島県知 事 佐 藤 雄

平

調査を行った者の名称

成果の名称

福島市飯坂町茂庭の一部の地域に係る地籍図及び地籍簿

(農村計画課)

福島県告示第二百三号

地域内における地籍調査の成果について、 国土調査法 (昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、 次のとおり認証した。 福島市の

平成二十一年三月二十四日

福島県知事 佐 藤 雄 平.

調査を行った者の名称

成果の名称

福島市立子山川前ほかの一部の地域に係る地籍図及び地籍簿

福島県告示第二百四号

地域内における地籍調査の成果について、 国土調査法 (昭和二十六年法律第百八十号) 第十九条第二項の規定により、 次のとおり認証した。 福島市の

平成二十一年三月二十四日

一本松市役所

三

成果の名称

一部の地域に係る地籍図及び地籍簿

(農村計画課)

福島市

調査を行った者の名称

福島県知事

佐

藤

雄

平

福島市立子山野竹藪ほかの

福島県告示第二百五号

した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。 いわしろ地区に係る県営中山間地域総合整備事業を行うための土地改良事業計画を変更 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条の三第一項の規定により

平成二十一年三月二十四日

福島県知事

佐

藤

雄

平

縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

縦覧の期間

平成二十一年三月二十五日から (二十日間

縦覧の場所 年四月十三日まで

(農村計画課)

福島県告示第二百六号

課及び福島県県中建設事務所で平成二十一年三月二十四日から二週間一般の縦覧に供す て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道につい

平成二十一年三月二十四日

福島県知事 佐 藤 雄 平

	小野線矢吹	路 線 名
先まで 田字横森後一八八番地 同 郡同 村大字上蓬	から田字空釜四七六番地先日字空釜四七六番地先	区間
変更後	変更前	更後の別変更前変
一八六、五〇	三一 五· · 五 ○ {	(メートル)敷 地 の 幅 員
三、八九九・〇	三、八九九・〇	(メートル) 長

福島県告示第二百七号

供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県中建 設事務所で平成二十一年三月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、 次の道路の

(道路計画課)

平成二十一年三月二十四日

福島県知事

佐

藤

雄

平

	県道矢吹小野線	路線名
地先まで 一 一 村大字上蓬田字横森後一八八朵	石川郡	供
で同	平田	用
村 大 字	村大字	開
上 蓬 田	卜蓬田	始
字横	字空学	の
後	金四七	区
八 八 番	六番地	間
二六日	平成二一年三月	供用開始の期日

(道路計画課)

福島県告示第二百八号

業に係る事業計画の変更について、 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第六十三条第一項の規定により、 次のとおり認可した。 都市計画事

平成二十一年三月二十四日

福島県知事

佐

藤

雄

平

広野楢葉都市計画下水道事業(楢葉町特定環境保全

公共下水道) 事業認可の年月日 平成二年八月十七日

都市計画事業の種類及び名称

施行者の名称

楢葉町

五. 四 事業施行期間 平成二年八月十七日から平成二十七年三月三十一日まで

事業地 収用の部分 福島県告示第五百十九号)の事業地に双葉郡楢葉町大字上繁岡 都市計画事業の事業計画の変更を認可した件(平成十八年

字堂後及び字金堂地の各一部の区域を加える。 字二枚橋及び字中原、大字大谷字寺下並びに大字北田字仏坊、

寺脇及び字坂下、大字下繁岡字林東及び字篠柄並びに大字山田 大字井出字八石及び字浄光東、大字大谷字上ノ原、 同事業地のうち双葉郡楢葉町大字上繁岡字山神及び字小六郎、 大字北田字

岡字美シ森の各一部の区域を変更する。

使用の部分 変更なし

〒 水 道 課

公告第百四十三号

活動法人の設立の認証の申請があったので、 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利 次のとおり公告する。

福島県知事

佐

藤

雄

平

平成二十一年三月二十四日

申請のあった年月日

平成二十一年三月十三日

特定非営利活動法人EARTH В О О К

三 代表者の氏名

四 主たる事務所の所在地

福島県郡山市湖南町浜路字稲宝五百四十五番地

Ŧi. 定款に記載された目的

地域ぐるみの福祉に寄与することを目的とする。 行い、家族の負担軽減を図り、一人一人が地域で安心して快適な生活が出来るような 立支援法のもと、就労支援を行い、それに付随して地域との交流を目的とする事業を この法人は、精神障害者、知的障害者、身体障害者の自立の促進として、障害者自

(文化振興課

公告第百四十四号

福

次のとおり貸金業者の業務の停止を命じた。 貸金業法 (昭和五十八年法律第三十二号) 第二十四条の六の四第一項の規定により

平成二十一年三月二十四日

島県知事 佐 藤 雄 平

商号又は名称 株式会社USB

氏名(法人にあっては、代表者名)

営業所又は事務所の所在地 郡山市若葉町十五番五号

登録番号 福島県知事仇第〇〇六二七号

平成二十一年三月十八日から同年四月十六日までの間

業務の停止期間

業務の停止を命ずる範囲業務の全部(ただし、弁済の受領に関する業務、

は調停に応ずる業務及び福島県が特に必要と認める業務を除く。)

金 融

課

訴訟又

公告第百四十五号

平成二十一年度技能検定試験(前期実施)を次のとおり実施する。 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第四十六条第一 一項の規定により、

平成二十一年三月二十四日

福島県知 佐 藤 雄

実施職種

1 一級及び二級

ラワー装飾 (フラワー装飾作業) 粘着シート仕上げ作業) 写真(肖像写真銀塩作業 床仕上げ工事作業 鋼製下地工事作業 ボード仕上げ工事作業) 左官 (左官作業) 形 (射出成形作業) 注文服製作作業) ラス研磨作業) 造・整備(内部ぎ装作業 配管ぎ装作業 電気ぎ装作業) 作業 回転電機巻線製作作業) 電気機器組立て(回転電機組立て作業を医器組立て作業を配電盤・制御盤組立て 研削(工作機械用切削工具研削作業) 仕上げ(治工具仕上げ作業 金型仕上げ作業 機械組立て仕上げ作業) 切削工具 金作業 ダクト板金作業) 水工事作業) 内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業 工事作業 アクリルゴム系塗膜防水工事作業 シーリング防水工事作業 FRP防 工(金属プレス作業) (タイル張り作業) 塗装(建築塗装作業 (保温保冷工事作業) 放電加工(数値制御形彫り放電加工作業)ワイヤ放電加工作業) 造園 (造園工事作業) 円筒研削盤作業 数値制御旋盤作業 建具製作(木製建具手加工作業 木製建具機械加工作業) プラスチック成 建設機械整備(建設機械整備作業) 婦人子供服製造(婦人子供 ブロック建築(コンクリートブロック工事作業)(タイル張り) 布はく縫製(ワイシャツ製造作業) ホブ盤作業 数値制御ホブ盤作業 マシニングセンタ作業) **畳製作(畳製作作業)** 石材施工(石張り作業 石積み作業) とび(とび作業) フライス盤作業 数値制御フライス盤作業 サッシ施工(ビル用サッシ施工作業) 表装(壁装作業) 鉄工(製缶作業 構造物鉄工作業) 建築板金(内外装板 金属塗装作業 噴霧塗装作業) 金属熱処理 (一般熱処理作業) 工場板金(曲げ板金作業) めつき (電気めつき作業) 産業車両整備(産業車両整備作業) 電子機器組立て(電子機器組立て作業) 防水施工(ウレタンゴム系塗膜防水 肖像写真デジタル作業) 広告美術仕上げ(広告面 家具製作(家具手加工作 光学機器製造(光学ガ 金属プレス加 カーペット系 平面研削盤作 熱絶縁施工 鉄道車両製

2

装飾(フラワー装飾作業) 舞台機構調整(音響機構調整作業) 単一等級 (機械系保全作業 電気系保全作業) 造園(造園工事作業) 機械加工 商品装飾展示 (普通旋盤作業 フライス盤作業) 電子機器組立て(電子機器組立て作業) (商品装飾展示作業) フラワー 機械保全

産業洗浄

実施方法

技能検定試験は、一に掲げる職種について実技試験及び学科試験により行う。

三 実施期日、実施場所等 実技試験

実施期日

日とする。 島県職業能力開発協会(四の2を除き、以下 平成二十一年六月八日 (月) から同年九月十三日 「協会」という。)が別に指定する (日) までの間において、福

実施場所

第2066号

問題の公表 別途協会から受検者に通知する場所とする。

実技試験の問題は、あらかじめ平成二十一年六月一日

別途協会から受検者に通知する。ただし、

一部の職種については、 (月) に協会の事務所に

2 学科試験 実施期日

掲示するほか、 公表しない。

検定職種に応じ、 次のとおりとする。

調整 施工 サッシ施工 学機器製造布はく縫製 単一等級 級 造園 級及び二級 造園 商品装飾展示 金属熱処理 金属プレス加工 機械加工 検 機械保全 定 フラワー装飾 プラスチック成形 とび 電子機器組立て 職 産業車両整備 種 舞台機構 防水 月同 月二十六日 平成二十一年七 実 十三日 施 期 年八 _日 日 日 日

写 級 真 級及び二級 級及び二級 放電加工 建築板金 機械加工 鉄工 産業洗浄 内装仕上げ施工 婦人子供服製造 家具製作 めつき 広告美術仕上げ 工場板金 電子機器組立て 建具製作 仕上げ 左官 切削工具研削 建設機械整 畳製作 六日 <u>一</u> 目 三十日 同 同 $\widehat{\mathbb{H}}$ 水) 日 年九月 月 月 Ŧi.

平成21年3月24日 火曜日

ク建築 電気機器組立て 鉄道車両製造・整備 石材施工 タイル張り 熱絶縁施工 表装 フラワー装飾 ブロ

実施場所

別途協会から受検者に通知する場所とする

兀 受検申請の手続

- 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)
- 2 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

提出先 福島県職業能力開発協会

郵便番号九六〇—八〇四三 福島市中町八番

3 平成二十一年四月二日(木)から同月十五日 受付期間 電話番号 (○二四) 五二五—八六八一 (水) まで

(土曜日及び日曜日を除

く。)。

なお、郵送による場合は、受付期間内の消印のあるものに限り受け付ける。

4 その他

○ 申請書の用紙及び受検案内は、協会で配布する

受検申請書用紙請求」と朱書し、 なお、郵便により申請書の用紙等を請求する場合は、封筒の表面に「技能検定 百四十円切手を同封して申し込むこと。

在中」と朱書すること。 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書

手数料

1 手数料の額

実技試験

(1) 高等学校、中等教育学校の後期課程、大学(短期大学を含む。)、高等専門学 普通職業訓練又は専門短期課程若しくは応用短期課程の高度職業訓練を受けて 生等」という。)が受検する場合を除く。)及び単一等級 校、特別支援学校の高等部、専修学校若しくは各種学校の在校生 若しくは職業能力開発総合大学校の訓練生(これらの訓練生のうち短期課程の 生、認定職業訓練を行うための職業訓練施設の訓練生(就職している者を除く。) いる訓練生を除く。)又は学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による 一級、二級、三級(職業能力開発促進法による公共職業能力開発施設の訓練 (以下 | 在校

	婦人子供服製造	検
		定
		職
		種
_	一万	手
	三千七	数
_	百円	料

又は協会に問い合わせること

技能検定試験について不明な点は、

商品装飾展示 フラワー装飾

水施工 研削 造園 工 とび 左官 ブロック建築 タイル張り 畳製作 防 く縫製 家具製作 鉄道車両製造・整備 光学機器製造 建設機械整備 布は 塗装 広告美術仕上げ 舞台機構調整 写真 産業洗浄 電子機器組立て 電気機器組立て 産業車両整備 金属熱処理 建築板金 内装仕上げ施工 建具製作 プラスチック成形 石材施 工場板金 機械加工 熱絶縁施工 サッシ施工 表装 めつき 仕上げ 切削工具 放電加工 金属プレス加工 万六千五百円 一職種につき

(2)級 (在校生等が受検する場合に限る。)

検
定
職
種
手
数
料

(_;)

一職種につき三千百円とする。

2 手数料の納付方法

その他 実技試験及び学科試験の手数料は、協会の定めるところにより納付すること。

(産業人材育成課)

公示第百四十六号

平成二十一年度技能検定試験(随時実施)を次のとおり実施する。 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第四十六条第二項の規定により、

平成二十一年三月二十四日

福島県知事 佐 藤 雄 平

実施職種

三級、基礎一級及び基礎二級

布はく縫製 家具製作 建具製作 染色 ニット製品製造 ク成形 石材施工 パン製造 ハム・ソーセージ・ベーコン製造 電子機器組立て 電気機器組立て プリント配線板製造 冷凍空気調和機器施工 めつき アルミニウム陽極酸化処理 仕上げ 機械検査 さく井 鋳造 鍛造 機械加工 金属プレス加工 鉄工 建築板金 婦人子供服製造 紳士服製造 寝具製作 印刷 製本 プラスチック成形 ダイカスト 帆布製品製造 水産練り製品製 強化プラスチッ 機械保全 工場板金

> ウェルポイント施工 表装 塗装 造 コンクリート圧送施工 防水施工 内装仕上げ施工 建築大工 かわらぶき とび 左官 タイル張り 工業包装 熱絶縁施工 配管 型枠施工 サッシ施工 鉄筋施工

基礎二級

2

紙器・段ボール箱製造

実施方法

技能検定試験は、一に掲げる職種について実技試験及び学科試験により行う。

受検資格 三級の試験については、受検しようとする職種に係る基礎一級又は基礎二級に合格

兀 した者に限り受けることができる。 実施期日、実施場所等

実技試験

に指定する日とする。 おいて、福島県職業能力開発協会(五の2を除き、 実施期日 平成二十一年四月一日(水)から平成二十二年三月三十一日 以下「協会」という。)が別 (水) までの間に

実施場所

別途協会から受検者に通知する場所とする。

問題の公表

いては、公表しない。 実技試験の問題は、 別途協会から受検者に通知する。ただし、 一部の職種につ

学科試験

実施期日

福島県商工労働部産業振興総室産業人材育成課

おいて、協会が別に指定する日とする。 平成二十一年四月一日(水)から平成二十二年三月三十一日 (水) までの間に

実施場所

別途協会から受検者に通知する場所とする。

Ŧi. 受検申請の手続

1 提出書類

技能検定受検申請書 。 以 下 「申請書」という。

2 提出先

福島県職業能力開発協会

郵便番号九六〇—八〇四三 福島市中町八番二号

電話番号 (〇二四) 五二五一八六八一

3 受付期間

別途協会が指定する期間とする

その他

4

(-)申請書の用紙は、協会で配布する。

なお、郵便により申請書の用紙等を請求する場合は、 封筒の表面に「技能検定

福

在中」と朱書すること。 受検申請書用紙請求」と朱書し、百四十円切手を同封して申し込むこと。 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書

六 手数料

1 手数料の額 実技試験

検定職種に応じ、次のとおりとする。

檢 定 職 種 手 数
機械検査 婦人子供服製造 一一万三千七百円
では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、

一職種につき三千百円とする。

2 手数料の納付方法

t その他 実技試験及び学科試験の手数料は、 協会の定めるところにより納付すること。

又は協会に問い合わせること。 技能検定試験について不明な点は、福島県商工労働部産業振興総室産業人材育成課

公告第百四十七号

192 とおり土地改良区の役員が退任し、 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、 及び就任した旨届出があった。

平成二十一年三月二十四日

(産業人材育成課)

土地改良区の名称 袋原土地改良区

福島県知事

佐

藤

雄

平

退任した役員 氏名 住所

永山 佐藤 河沼郡会津坂下町大字長井字新田東一八五番地

郡 郡同同

渡部 同同 郡同

眧

町大字長井字花畑二一二八番地 町大字長井字横岩四六〇九番地八二 町大字長井字横岩四六〇九番地四三

武喜 喜多方市慶徳町豊岡字川前三六六二番地 同同 郡 郡 同 同 町大字長井字宮田二〇四八番地三 町大字長井字花畑二一八四番地

監事

同

同

渡部 佐藤

同

市慶徳町山科字巻三三六二番地

役別 就任した役員 高畑 孝

同同同理 永山 氏名

佐藤 河沼郡会津坂下町大字長井字新田東一八五番地 郡同

佐藤 郡同

渡部

同

町大字長井字横岩四六〇九番地四三

町大字長井字花畑二一二八番地

町大字長井字横岩四六〇九番地一三七

喜多方市慶徳町豊岡字川前三六六二番地 河沼郡会津坂下町大字長井字花畑二一〇五番地

喜多方市慶徳町山科字巻三三六〇番地

(農村計画課)

県教育委員会教育長

公告第二号

務規則」という。)第二百四十六条第一項の規定により公告する。 六十七条の六第一項及び福島県財務規則(昭和三十九年福島県規則第十七号。以下「財 ので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」という。 小荷物及びメール便運送業務の役務の提供について、次のとおり一般競争入札を行う)第百

平成二十一年三月二十四日

福島県教育委員会教育長 野 地 陽

入札に付する事項

○ 小荷物

次の

1

件名及び予定数量

小荷物及びメール便運送業務

県内あて

北海道あて

Ŧį, 七一四個

個

キ	力	オ	エ	ウ
中国地方あて	近畿地方あて	北陸地方及び東海地方あて	北東北地方、関東地方及び甲信越地方あて	南東北地方あて(県内あてを除く。)
六個	一四個	一八個	二二六個	三四個

2 入札説明書による。

四国地方及び九州地方あて

一、三〇〇個

契約期間 契約締結の日から平成二十二年三月三十一日まで

3

入札に参加する者に必要な資格に関する事項 履行場所 入札説明書による。

要な資格の確認を受けた者であること。 次に掲げる条件をすべて満足している者であり、 かつ、当該入札に参加する者に必

施行令第百六十七条の四第一項の規定に該当しない者であること

2 二百二十五号)の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てが をしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法(平成十一年法律第 に支障がないと認められる者であること。 なされている者にあっては、当該手続開始の決定を受けた後に入札に参加すること 会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)の規定による更生手続開始の申立て

3 動車運送事業の許可を受けている者であること。 過去二年間において国、地方公共団体等の委託を受けて、 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)第三条に規定する一般貨物自 小荷物運送業務の役務

5 を提供した実績を有する者であること。 県内に事業所を有し、かつ、当該契約に係る役務の提供に迅速かつ確実に対応で

入札に参加する者に必要な資格の確認 きる体制を整えている者であること。

福

4

者に必要な資格の確認を受けること。 日(金)午後五時三十分までに次に定めるところにより提出し、当該入札に参加する ら5までに掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成二十一年三月二十七

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、二の3か

郵便番号九六〇—八六八八 福島県教育庁財務課 福島県福島市杉妻町二番十六号

電話〇二四―五二一―七七五八

2 契約条項を示す場所等 うものとし、平成二十一年三月二十七日(金)午後五時三十分まで必着とする。 郵送又は持参による。ただし、郵送による場合は、書留郵便により行

1 る場所に同じ。 契約条項を示す場所、 入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先 三の1に掲げ

四

2

入札及び開札の日時及び場所

平成二十一年四月二

日

(木) 午前十時

福島県自

治会館三階三〇二会議室(福島県福島市中町 郵便による入札は、認めない。 八番二号)

入札保証金及び契約保証金

ずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。 証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百四十九条第一項各号のい 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の百分の三以上の額の入札保

場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。 ればならない。ただし、財務規則第二百二十九条第一項各号のいずれかに該当する 落札者は、契約金額の百分の五以上の額の契約保証金を納付しなけ

入札者に要求される事項

説明を求められた場合は、それに応じなければならない。 開札日の前日までの間において、提出した書類に関し福島県教育委員会教育長から

入札の無効

す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。 二の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示

その他

予定数量を乗じて得た額の合計額を記載すること。 入札方法 入札書には、一の1の⑴及び⑴に掲げる項目ごとの単価に当該項目の

なお、入札書に記載された金額の内訳として、一の1の○及び□に掲げる項目ご

分の百に相当する金額を入札書に記載すること。 課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五 数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る 五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端 との単価及び当該単価に当該項目の予定数量を乗じて得た額を記載すること。 おって、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に該当金額の百分の

行ったものを落札者とする。 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を

契約書作成の要否

4 その他 詳細は、 入札説明書による。

財 務 課

○平成二十年三月二十八日付け号外第三十三号中